

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 6 月 24 日（木）
日本下水道事業団 契約職
西日本本部長 尾崎 昭彦

1 工事概要

- (1) 工事名 名護市名護下水処理場建設工事その18（電子入札・事後審査対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県名護市港地内
- (3) 工事内容
本工事は、名護市名護下水処理場（全体計画下水量26,400m³/日、既設処理下水量20,600m³/日、処理方式：標準活性汚泥法）の管廊改修工、汚泥消化槽防食工に係る土木工事である。
- (4) 工期 契約の翌日から平成 23 年 1 月 31 日まで
- (5) 本工事は、資料提出及び入札等は電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格の確認の後に落札決定を行う事後審査方式の試行工事である。

2 競争参加資格

本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号）第2条1号イからへ及び第2条の2の規定に該当しない単体有資格業者又は2者で結成された特定建設共同企業体であること。
- (2) 単体有資格業者においては日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体においては日本下水道事業団における名護市名護下水処理場建設工事その18に係る特定建設共同企業体として、競争参加申請書（以下「事前申請書」という。）の提出以前に特定建設共同企業体協定を締結すること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件をみたしていること））。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件をみたしていること。）
- (4) 単体有資格業者にあつては、日本下水道事業団における一般土木工事に係る有資格者の認定を受け、一般土木工事に係る有資格者としてC等級に格付けされた者。
- (5) 特定建設共同企業体は、次の①の代表者と②から③のいずれか代表者以外の組合せであること。

〔代表者〕

- ①日本下水道事業団における一般土木工事に係る有資格業者の認定を受け一般土

木工事に係る有資格業者としてC等級に格付けされた者。

〔代表者以外〕

- ②日本下水道事業団における一般土木工事に係る有資格業者としてC等級に格付けされた者。
 - ③日本下水道事業団における一般土木工事に係る有資格業者としてD等級に格付けされた者のうち、一般競争参加資格の経営事項評価点数が750点以上の者。
- (6) 上記(4)の単体有資格業者にあつては、沖縄県名護市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、伊平屋村及び伊是名村内に土木工事業に関して建設業の許可に係る本店を有する者であること。
- (7) 上記(5)の①の代表者にあつては、沖縄県内に土木工事業に関して建設業の許可に係る本店を有する者であること。
- 上記(5)の②から③の代表者以外の者にあつては、沖縄県名護市内に土木工事業に関して建設業の許可に係る本店を有する者であること。
- (8) 単体有資格業者又は代表者にあつては、平成7年度以降に、次の①②又は③に該当する工事（補修工事、場内整備等の付帯的な工事は含まない。）を元請けとして施工し、引き渡した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）を有すること。
- ①下水道法上の終末処理場又はポンプ場のコンクリート防食工事。
 - ②地方公共団体等が発注したコンクリート防食工事。
 - ③下水道法上の終末処理場又はポンプ場の土木工事。（ただし、鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。）
- ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の工事経験を有していればよい。
- (9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 平成7年度以降に、(8)に掲げる代表者に係る工事の経験を有する者であること。ただし、特定又は経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
 - ③ 平成22年7月28日時点において、他工事に専任で従事していないこと。
 - ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (10) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定表における評定点の平均が過去2年連続して60点未満でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (11) 競争参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を「九州区域」において指名停止を受けていないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (12) 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）

3 入札手続等

(1) 担当部課

- ① 特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、入札執行及び契約締結に関すること

〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-2-12

日本下水道事業団（J S）近畿・中国総合事務所 契約課

電話06-6886-2521

- ② 事前申請書の受付、競争参加資格の確認（競争参加資格確認申請書（以下「事後申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。）の受付審査）に関すること

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-1-1

新大阪プライムタワービル20階

日本下水道事業団（JS）西日本設計センター 企画調整課

電話06-6886-2489

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成22年6月24日(木)から平成22年7月20日(火)までの毎日（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。

- ② 交付場所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-1-1

新大阪プライムタワービル20階

（財）下水道業務管理センター大阪支部

電話06-6886-1033 FAX06-6886-1036

- ③ 交付方法 交付に当たっては、実費を徴収する。（郵送（託送を含む。）による交付を希望する場合は(2)②にFAXで申し込むこと。）

- (3) 事前申請書の提出期間、場所及び方法

本工事は開札後に競争参加資格の確認を行うため、本競争の参加希望者は次のとおり事前申請書を提出すること。（事前申請書を提出することにより、入札書を提出できる。

また、本工事における手続は、原則として電子入札システムにより行うものとするが、事前申請書については、電子入札システムによる提出ができないため、次の方法により提出するものとする。

なお、期限までに事前申請書を提出しない者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 平成22年6月24日(木)から平成22年7月1日(木)まで。
（持参による場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）による場合は、提出期間中に必着のこと。ただし、提出期限日の前日（祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。送付当日に技術資料郵送連絡書（別記様式9）をFAXすること。

- ② 提出場所 (1)②に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送等によること。ファックスによるものは受けない。

- (4) 事後申請書及び事後資料の提出期間、場所及び方法

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）は、次の方法により事後申請書及び事後資料を提出するものとする。

また、落札候補者が特定建設共同企業体の場合は、事後申請書及び事後資料に加えて、特定建設共同企業体登録申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しを提出すること。

- ① 提出期限 開札日（当初の落札候補者の入札が無効になった場合等により、新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌々日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）16時00分まで。

- ② 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスに

よるものは受付けない。

電子入札システムにより提出する場合であって、事後申請書及び事後資料並びに特定建設共同企業体登録申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しの合計ファイル容量が2MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

- ③ 持参又は郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所
 - ・特定建設共同企業体申請書 (1) ①に同じ。
 - ・事後申請書及び事後資料 (1) ②に同じ。
- (5) 入札書提出期間及び開札の日時並びに入札書の提出方法
 - 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の承諾を得た者は紙により入札書受付期限までに持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。
- ① 入札書提出期間
 - ・電子入札システムによる場合
 - 平成22年7月15日(木)9時00分から平成22年7月20日(火)16時00分まで。ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。
 - ・紙入札方式による場合
 - 平成22年7月15日(木)から平成22年7月20日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。
 - 提出場所： 〒532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東3-2-12
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課
電話06-6886-2521
- ④ 開札日時 平成22年7月21日(水) 10時00分
- ③ 開札場所 〒532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東3-2-12
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 入札室

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付(保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店)。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
 - 本公告に示した競争参加資格のない者の入札、事前申請書、事後申請書及び事後資料に虚偽の記載をした者の入札、事前申請書の提出のない者のした入札、現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時において2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (4) 落札者の決定方法
 - 日本下水道事業団会計規程(昭和48年規程第8号)に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって

入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札決定後、（財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等により、配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 今回対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を今回対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(10) 本工事は、工事着手後、担当工事監督職員への連絡、書類提出、施工状況報告などに関する書類、写真等の情報交換に電子メールを活用すること。

(12) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(13) 本案件は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(14) 詳細は入札説明書による

特定建設共同企業体の登録受付について

名護市名護下水処理場建設工事その18に係る特定建設共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の登録受付について、次のとおり公告します。

平成22年6月24日

日本下水道事業団 契約職
西日本本部長 尾崎 昭彦

1 工事概要

- (1) 工事名 名護市名護下水処理場建設工事その18
- (2) 工事場所 沖縄県名護市港地内
- (3) 工事内容 管廊改修工、汚泥消化タンク防食工

2 特定建設共同企業体の資格要件等

(1) 構成員の組合せ

特定建設共同企業体の組合せは、次の条件を満たす2者の組合せとする。

- ① 特定建設共同企業体の代表者にあつては、日本下水道事業団における一般土木工事に係る有資格業者の認定を受け、一般土木工事中においてC等級に格付けされた者であること。
- ② 特定建設共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する者であること。
 - (イ) 日本下水道事業団における一般土木工事に係る有資格業者の認定を受け、一般土木工事中においてC等級に格付けされた者であること。
 - (ロ) 日本下水道事業団における一般土木工事に係る有資格業者の認定を受け、一般土木工事に係る有資格業者としてD等級に格付けされた者のうち一般競争参加資格の経営事項評価点数が750点以上の者であること。
- ③ その他の条件については、本工事に係る平成22年6月24日付け一般競争入札に係る掲示によることとする。

(2) 構成員の技術的条件

構成員は、本工事に係る平成22年6月24日付け一般競争入札に係る掲示の施工実績に係る技術的条件を満たしていること。

(3) 構成員の営業年数

構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、建設業の許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等と取り扱うことができるものとする。

(4) 出資比率

全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率とすること。

(5) 代表者の要件

特定建設共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であつて、その出資比率が構成員中最大であ

ること。

3 申請書の提出方法等

(1) 申請書の提出方法

申請者は、特定建設共同企業体登録申請書に特定建設共同企業体協定書（甲型）の写しを添付し、持参又は送付（郵送又は宅配便）により提出期間中必着のこと。ただし、提出期限の前日（祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。）すること。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒532-0012 大阪府大阪市淀川区木川東3-2-12
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課
電話06-6886-2521

(3) 提出期間

開札日（入札説明書16(3)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌々日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日） 16時00分まで。

提出期限は、上記のとおりであるが、競争参加申請書の提出以前に、特定建設共同企業体協定を締結していなければならない。

4 資格の有効期間

特定建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成後1年までの間とする。なお、発注者は必要に応じて有効期間を延長することができる。

ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。